

「技能職員の勤務労働条件（労働安全衛生等）について」  
（市従港湾支部 本交渉（申し入れ）議事録）

日時：令和5年6月7日（水） 17：00～17：30

場所：大阪港湾局 第1会議室

出席者

（大阪港湾局）

総務部長、人事・港湾再編担当課長、人事・港湾再編担当課長代理、事務局

（大阪市従業員労働組合港湾支部）※以下「市従」と表記

支部長、副支部長、書記長、調査担当部長、組織部長、組織担当部長、福祉対策部長

（局）

- ・ ただいまより、「技能職員の勤務労働条件（労働安全衛生等）について」交渉を始めてまいります。

（局）

- ・ それでは、市従港湾支部からの申し入れをお受けいたします。

（市従）

～要求書の提示、読み上げ～

（局）

- ・ ただいま支部長より、「技能職員の勤務労働条件（労働安全衛生等）について」の交渉申し入れとして、現業統一闘争に関する要求書をお受けいたしました。この要求書につきまして、5月23日付実施の予備交渉において交渉事項に該当するものと整理させていただいた5点目の前半部分及び6点目から9点目に関しましては、改めて回答いたしますが、それら該当項目の現時点での当局の考え方をお示しいたします。
- ・ 申し入れの5点目にございました、定年延長における高齢期職員の働き方につきましては、ヒアリングを行う等まず各職場の要望を確認し、厚生労働省から出されている「エイジフレンドリーガイドライン」を踏まえて、職場環境の改善が必要となる職員の労働安全衛生対策を講じてまいりたいと考えております。
- ・ 6点目にございました、新型コロナウイルスの感染防止対策につきましては、5類感染症と位置づけられたことで、その対応も大きく変更されておりますが、引き続き局として正確な情報収集に努め、積極的に有効な情報を各職場に共有することで、職員・市民・利用者の安全確保を図ってまいりたいと考えております。
- ・ また、今後新たな対応策を講じなければならない事案が生じた場合には、その時々状況に応じた柔軟な対応を図らせていただきます。

- ・ 7点目にございました、労働安全衛生に関する事項についてですが、所属・職場は、事業主として、職場における職員の安全と健康を確保する責務があることを認識し、職員が安心して職務に専念できるように職場の危険因子及び健康障害を排除する等の防止策を講じなければならないことと認識しております。
- ・ 労働安全衛生管理体制の充実・強化につきましては、大阪港湾局安全衛生委員会をはじめとする各職場における安全衛生委員会を設置しており、各職場の安全衛生委員会の議事内容は局全体で情報共有できるように庁内ポータル大阪港湾局サイトに掲載しております。また、各職場の安全衛生担当の係長級を集め、安全衛生担当者会議を開催し、局安全衛生委員会の議事内容の報告や、各現場との意見交換を行うことで、安全衛生に関する更なる情報共有を図っております。この他、本市労働安全コンサルタントを活用した熱中症予防をはじめとする安全衛生に関する各種研修・講習の開催や、本市出張型健康講座の開催、外部講師による職場におけるメンタルヘルスに関する講習や、各種ハラスメントに関する講習を実施しております。
- ・ なお、熱中症予防講座につきましては、令和5年6月5日に集合研修を開催いたしました。
- ・ その他、器具機材・装備の購入に関しましては、作業の効率化を図ることができるものに加え、職員の高齢化を踏まえつつ労働安全衛生の観点から、職場環境の改善が見込まれるもの等につきましても、柔軟に対応してまいりたいと考えております。
- ・ このような取り組みを続け、また、その他様々な方策を継続して検討するとともに、所属長をはじめとする職員一人ひとりが安全に対する意識を向上することで、公務災害の発生防止に努めてまいりたいと考えております。
- ・ 災害時の対応につきましては、当時の人事室が作成いたしました「災害時における職員の健康管理マニュアル」や「災害対応における基本的な考え方(勤務条件関連等)」を参考に、事中事後で職員に労働災害や心身の不調が発生しないよう十分留意して、勤務労働条件の変更にかかる交渉事案が生じる場合には、「大阪市労使関係に関する条例」に基づき誠実に協議してまいりたいと考えております。
- ・ リスクアセスメントにつきましては、現業職場を対象とした講習会を開催し、各職場においてリスクアセスメントを継続的に実施していただき、その結果に基づくリスクの低減を図ることが重要と認識していることから、当局といたしましても、各課の取り組みの総括等を局内で情報共有する等、労働災害の防止につなげてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。
- ・ 8点目の業務を行うにあたり必要となる特殊健康診断、免許・資格等の取得・受講につきましては、局と、実態を把握している各職場で連携し、必要な免許の取得や、講習の受講等について、遺漏のないように対応してまいりたいと考えております。
- ・ 9点目の被服制度につきましては、作業環境上、労働安全衛生上、一定の被服の着用が必要であると認められる職員に対し、総務局から貸与されているものであり、制度そのものにつきましては、総務局と市従本部との交渉事項とされています。
- ・ しかしながら、作業実態に応じ、局全体の共通課題が認められる場合は、総務局へ働き

かけを行うとともに、保護具等についても局独自の作業環境によりますので、職場及び局の安全衛生委員会でその必要性を議論してまいりたいと考えております。

- また、局安全衛生委員会の場合を通じて、各職場の業務内容毎での作業服・保護具の使用状況や、試用として新たに購入した作業服・保護具に関する情報の共有を図るとともに、更なる安全作業の確保に向けた各職場間での活発な議論を継続的に実施してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

(局)

- ただいまの現時点での回答に対し、何かご意見がございましたらお願いいたします。

(市従)

- 申し入れの5点目について、定年延長制度が始まっており、今年度は退職者がいない状況ではあるが、この間も再任用という形で60歳以上の職員は現役世代と一緒に働いている。局は高齢期職員の就労状況や業務内容等といった職場実態の把握が重要であると考えている。また、厚生労働省から出されている「エイジフレンドリーガイドライン」にも示されているように高齢期職員の身体機能の低下を補う施設・設備・装置の導入や職場環境の整備を行うことが重要であると考えている。
- 6点目について、新型コロナウイルス感染症は5月8日をもって5類に移行したが、今後、新たな脅威が迫ることも含めた局独自の迅速な対応や対策を講じ、今回の感染症に対しての検証を行い、この教訓を活かし職員・市民・利用者の安全・安心の確保を最優先に考えていただきたい。
- 7点目について、危険源の特定等のリスクアセスメントについて、現役職員や高齢期職員に応じた労働災害発生リスクについて災害事例やヒヤリハット事例を洗い出し、事前に災害防止の対策を求める。
- 8点目について、職員の高齢化が進んでいる中で、技能職員の技術・技能・知識・経験を新規採用者へ継承するのはもとより、各年代問わず、職場実態に応じた免許や資格を取得するための研修、講習等を行い、各受講についても受講しやすい環境を整えていただきたい。
- 9点目の被服について、今年度の新規採用者に対して入局前に作業着等のサイズを確認し、4月1日には気持ちよくスタートすることができたことに感謝する。しかしながら新規採用者以外の職員に不良品の作業着が貸与されていることに対して、被服の要求事項の7点目の(1)の備蓄に関して「備蓄制度のさらなる充実を図るとともに、破損や支障が発生したときには即貸与すること」と記載しているように、備蓄品の充実、管理を厳格に行い不備等の事象が発生した場合には交換等速やかに対応していただきたい。

(局)

- 申し入れ5点目の高齢期職員の働き方について、局としても、安心して働き続けられる職場環境の整備は大変重要なことだと認識しております。

- ・ 各職場にヒアリングを行う等、引き続き実態や要望の把握に努めてまいります。そのうえで、施設・設備・装置の導入や職場環境の整備につきましては、作業の効率化を図ることができるものに加え、高齢期職員の身体機能の低下を補うものも柔軟に対応してまいります。
- ・ 6点目につきましては、脅威の状況にもよりますが、その時々状況に応じた対応を行っていくとともに、正確な情報収集及び共有化を積極的に行い、職員・市民・利用者の安全・安心の確保に向けて取り組んでまいります。
- ・ 7点目につきましては、リスクアセスメント講習会等を通じ、リスクアセスメントの基本プロセス等を各職場に理解いただくことで、リスクに対する事前対応が可能な職場環境づくりが進むものと考えております。また各課の災害事例を集約し情報共有を行い、事前の災害防止に努めてまいります。
- ・ 8点目の免許や資格の取得につきましても、引き続き研修や講習の受講等遺漏のなきよう対応し、ヒアリング等を通じ確認いたしました各職場の実態から、必要性のあるものに関しましては柔軟に対応してまいります。
- ・ 9点目の被服につきまして、所属として退職者等の返納分を保管し、在庫予備の確保に努めてまいります。また、不備等の事象が発生した場合は、交換等速やかに対応するとともに、必要に応じて総務局に働きかけを行ってまいります。

(市従)

- ・ 働く高年齢労働者の特性に配慮した職場づくりについて、厚労省からガイドラインも出されているが、そもそも労働安全衛生法第 62 条（中高年齢者等についての配慮）が定められており、「事業者は、中高年齢者その他労働災害防止上その就業に当たって特に配慮を必要とする者については、これらの者の心身の条件に応じて適正な配置を行うように努めなければならない」とされている。
- ・ 現在、20 人を超える 60 歳以上の技能職員が働いており、3 年後には 40 人を超え、6 年後には 60 人以上の 60 歳を超える職員が働くことになる。
- ・ 労働安全衛生の観点からも 65 歳まで安全で安心して働き続けられる職場環境を整備することは、喫緊の課題である。
- ・ また、技能職員が配置されている所属はその職場全体の課題として認識できるが、配置されていない所属はそこまでの認識を持つことができないと考える。しかしながら、各所属間で密接に関係している。
- ・ 局として、高齢者労働災害防止対策に取り組む姿勢を示し、局全体の安全意識を高めるため、高齢者労働災害防止対策に関する事項を盛り込んだ安全衛生の方針や考えを局全体で共有、認識して局総体として取り組んでいかなければならない。
- ・ 労働安全衛生品目について、この間、作業用靴下の材質の変更や支給数の変更等、安全衛生担当者会議を通じて職場からの意見を反映し、対応していただいたことに感謝する。しかし、品目自体は 15 年以上変更されていない。作業の内容や環境は変化しているため、引き続き各職場からの意見を吸い上げ、品目の変更も含めて更なる充実に向け、柔

軟な対応をお願いする。

- 業務執行体制の構築について、市民・利用者の要望に沿った質の高い公共サービスの提供のため、また防災対策や災害対応を含めた持続可能な港湾行政を展開するための業務執行体制の確立は、極めて重要であると認識している。
- 業務執行体制がどのように構築されるかによって、組合員の労働安全衛生も含めた、勤務労働条件に大きく影響を及ぼす可能性があると考えている。
- 業務執行体制を構築するにあたり、局の考え方を回答時に明らかにしていただくように求めておく。
- 要求事項である 13 項目については、その全てが働くうえで大切な事項であると考えするため、的確な対応を願いたい。

(局)

- 働く高年齢労働者の特性に配慮した職場づくりにつきましては、局として、安心して働き続けられる職場環境の整備は大変重要なことと認識しており、局全体で労働災害防止対策に積極的に取り組むよう努めてまいります。
- 労働安全衛生品目につきましては、引き続き、安全衛生担当者会議を通じて実態調査を行ったうえで、各職場の状況把握を行いその結果に応じた最適な対応を検討してまいります。
- 業務執行体制の構築につきましては、職制自らの判断と責任において行う管理運営事項ではありますが、それに伴う職員の勤務労働条件については交渉事項となりますので、当局の考え方を改めて回答時にお示しさせていただきます。

(市従)

- 労働安全衛生については、職場実態において実践されなければ意味を成さないものであると考えている。明確な対応方法を回答時に示していただきたい。

(市従)

- 局の現時点の考え方として 5 点目の前半部分について話をしていたが、何故後半部分については触れないのか。

(局)

- 職員の配置については管理運営事項であると認識しております。したがって交渉事項には該当しないものと考えております。

(市従)

- 高齢者が安心して働くことができる職場づくりとは、怪我の防止のみならず、心理的安全性が高い職場づくりのことであるとする。
- 配置自体は管理運営事項であったとしても、後半部分を完全に該当しないものとするの

ではなく、配置の方法については協議していただきたい。

(局)

- ・ 管理運営事項ではありますが、交渉ではなく話し合いの場を設ける等丁寧な対応をしていきたいと考えておりますので、引き続きよろしくお願ひいたします。

(市従)

- ・ 労働安全衛生に関しては法令が追加されることもあり、これからも議論を行っていく必要があるため、継続的な協議を求めるとともに、本回答の際には的確な回答を願ひたい。

(局)

- ・ 最後に総務部長よりご挨拶を申し上げます。

(局)

- ・ 本日は、「技能職員の勤務労働条件（労働安全衛生等）について」の申し入れとして、現業統一闘争に関する要求書をお受けいたしました。
- ・ 技能職員の皆様には、本市における港湾行政サービスの担い手として大変重要な役割を果たしていただいているところであり、この場をお借りして改めて厚く御礼申し上げます。
- ・ また令和5年5月8日付で、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが5類感染症になりましたが、新型コロナウイルス感染症のみならずインフルエンザによる集団感染も報道されているように、引き続き感染対策には注意が必要な中、不特定の人との接触が避けられない給水業務をはじめとする港湾事業に欠かすことができない業務に日常的に携わっていただいております、誠にありがとうございます。
- ・ この度申し入れのございました事項についてですが、皆様方が働きやすい職場環境づくりを進めることは私達の責務であります。
- ・ 職員の皆様が、心身ともに健康かつ安全に仕事に集中できる職場づくりを目指してまいります。
- ・ 今後におきましても、職員の勤務労働条件の変更にかかる交渉事項が発生した場合には、皆様方と誠実に協議してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。
- ・ 本日お受けいたしました申し入れのうち、交渉事項に該当するものにつきましては改めて正式に回答いたしますので、何卒よろしくお願ひいたします。

(局)

- ・ 回答の本交渉につきましては、6月19日（月）17時より今回同様ATCビルITM棟10階大阪港湾局第1会議室で執り行いたいと考えております。
- ・ 出席者につきましては、局長、理事、総務部長、人事・港湾再編担当課長、人事・港湾

再編担当課長代理、事務局を予定しております。

(市従)

- 市従港湾支部の出席者については、支部長以下執行部で考えている。

(局)

- 本日の交渉につきましては、以上をもちまして終了いたします。